

医薬情報担当者等と医師の面会ルールについて

日本海総合病院（以下「病院」という）における医薬情報担当者「medical representative」等（以下「MR等」という）と医師との面会を適正・円滑・公正に行うため、次のとおり定めます。

- 1 病院内において医薬品情報提供等のため医師との面会を希望するMR等は、下記の同意書に名刺を添付して総務課施設係に提出してください。
- 2 本ルールを理解し同意書を提出をされたMR等に対し、訪問許可証（名札）を交付します。訪問許可証の有効期限は平成31年3月31日とします。
- 3 来院の際は訪問許可証を着用して所属を明らかにするとともに、医局備え付けの受付簿に会社名、氏名、来院目的を記入してください。
- 4 医師と面会する際は、事前に面会予約申込書を医局に提出のうえ当該医師の指示に従ってください。
- 5 医師との面会場所は原則として面談室としますが、医師の指示により図書室で面会する場合は、図書室の利用者に支障のないよう十分留意してください。
- 6 予約面会のため医局前で待機する場合を除き、病院内で待機することを禁止します。特に、手術室前、集中治療室前、治療内視鏡室前では絶対に待機しないでください。
- 7 院内において医師への声掛け等の営業活動は絶対に行わないでください。
- 8 上記ルールを順守できないMR等には、指定名札の返納を命ずることがあります。
- 9 医師に配布するお知らせ等は医局秘書にお渡しください。
- 10 緊急安全情報の提供等、緊急を要する場合はこの限りではありません。

同 意 書

上記ルールを順守します。 平成 年 月 日

会社名 _____

氏 名（自筆サイン） _____

※同意書の部分を記載し、切り離さずに総務課施設係に提出してください。